

清末民国期の東部内モン古における金融構造

山本 進

はじめに

清代、直隸省京津地方は概ね三方面の物資流通の結節点であつた。第一方面は言つまでもなく大運河を經由した東南諸省からの物資流入で、国家が運ぶ漕糧や商人が運ぶ棉布・絹・茶などがその大宗を占めていた。第二方面は山海関を經由した東北との交易で、直隸・山東の粗布や諸雑貨を移出し、粟・コウリヤン・黑豆・大豆などの雑穀を移入していた。この二方面の交易は、何れも北京の外港である天津を拠点としていた。第三方面は張家口を拠点とした塞北との交易で、家畜や獣皮を移入し茶や棉布を移出していた。この交易は内モンゴルから外モンゴルを経てロシアにまで達していた。

物資の流通量から見ると、大運河方面が他を圧倒していたことは言を待たないであろう。そもそも明清兩王朝は塞北諸民族の内地侵入を防御するという軍事的観点から、敢えて経済の中心である漢民族居住地域の北辺に位置する北京を首都としたため、東南諸省から恒常的に物資の供給を受けねばならなかつた。清代後期になると、直隸南部・山東北西部で移入代替棉業が勃興し、粗布を直隸北部・山西・東北へ移出して替わりに雑穀を移入する分業関

係を基礎とした地域経済圏が形成されたが、東南諸省からの物資流入に影響を及ぼすほどの経済力は持てなかった。対東北交易より重要性が高かったのが対塞北交易である。後藤富男によると、明朝はモンゴル人の交易要求に応えて、永樂四年（一四〇六）以後、隨時馬市の開催を認めていたが、隆慶五年（一五七一）には大同と宣府（張家口堡）に常設の馬市が開かれた。特に張家口は内モンゴルから流入する家畜の取引市場として繁栄し、隆慶初には官市と私市を併せて一万一千頭の牲畜が取引されたが、万曆十五年（一五八七）前後には年間三万匹に上る馬匹交易が行われるようになった。清代に入ると茶馬市の名称は消滅したが、塞外との交易は一層盛んになった。⁶¹

対塞北交易で有力な地歩を築いていたのが山西商人であった。佐伯富によると、清代の山西商人は東三省から内外モンゴルを経て新疆に至るまで、中国の北辺一帯で幅広く交易活動を行っていた。⁶² また黄鑑暉によると、清代後期には山西商人が張家口から国内各地に向け為替を振り出しており、こうした金融面での優位性が山西商人の活躍を支えていたようである。更に後藤富男は、内モンゴルの撥子交易を取り上げ、張家口に代表される交易拠点へ家畜や獣皮・獣毛が如何にして集荷され、また内地雜貨がどのような経路を経て奥地のモンゴル人社会に浸透していったのかについて、詳細に論じている。しかしながら、先行研究は畜産品の流通過程とそれを担った商人に焦点が当てられ、流通を支えていた通貨や為替などの金融部面については十分な議論がなされてこなかった。そこで本稿では、主として民国期の調査資料を使用し、張家口から熱河を経て旧「滿洲」西部に及び東部内モンゴル地域における金融構造の特徴とそれを支えた山西商人の動向について説明する。

進
本
山

第一章 東部内蒙古の物流と金融

周知の通り、内外モンゴルやロシアなどと塞北との交易における東側拠点は張家口であり、西側拠点は歸化城であつ

た。張家口における移出品の大宗は茶であり、移入品の大宗は畜産品であった。清代の移入畜産品は馬匹や獣皮が中心であったが、清末民初には絨毛の割合が増大した。『満洲日日新聞』明治四二年（一九〇九）四月五日付「天津特信」には、

曾て袁世凱氏が直隸総督として天津に在勤したる当時は、内治外交其他政治の枢機が天津に集中せる有様にて、天津は政治上に於ても看過すへからざる重要な地位を保有したりしが、現時の總督時代に至りては政治の中心は全く北京衙門に移転し、今や天津は唯だ一の北清商業地たるに過ぎざるに至れり。而して天津の商業の大半は絨毛皮革の海外輸出を以て占めらるる状態にて、其他の商業貿易は実に微々たるものなり。（中略）清国は毛皮の好産地にして、天津は殆んど其の唯一の吐出口たるの觀あり。数年前毛織物工場を設置したるも、外国より注文したる機械不完全なりし為め、其の企圖は挫折し、機業不成立の状況に在り。其の他等指點すべき工業もなく、純然たる商業地にして、工業の發展を見ず。絨毛は原料として我邦又は欧米へ輸出せられつゝあり。

とあり、棉花移出が始まる直前の天津は絨毛や獣皮の輸出拠点となっていた。但しこの頃毛織物業は未発達だったようである。獣皮について詳しく見ると、同紙明治四二年四月二〇日付「清国の毛皮集散地」に、

支那に於ける毛皮の大市場は奉天と張家口にして、外国貿易上の重要地は天津と漢口とを推さざるべからず。黒龍江・松花江・烏蘇里河一帯の森林地に産するは一概に上江貨と呼ばれ、大半は奉天に集る。庫倫・恰克圖・多倫諾爾・歸化城等の内外蒙古産及び山西地方の産は口外貨と総称せられ、多く張家口に集る。天津に於て外商と取引さるゝは上記の上江、口外産の一部にして、外商は自ら出張店を張家口に設けて買占め天津に運搬す。とあり、東北産毛皮は奉天に、モンゴル産毛皮は張家口に集荷され、天津や漢口から輸出されていた。天津と並ぶ輸出港として長江中流の漢口の名が挙げられているが、その理由は湖広が茶産地の一つであることを考え合わせると容易に理解できよう。正しく獣皮の対価は南方の茶だったのである。また『支那經濟全書』第七輯、東亜同文会、

清末民国初東部内蒙古・直隸 地図



(備考) 省境は現代のものである。

一九〇八年、一八三—一八四頁には、

天津市場ニ於ケル山西帮商賈ハ商業上ノ霸權ヲ握リ、彼等ノ一挙一動ハ以テ天津市場ヲ左右スルニ足ル可シ。就中票号、棉糸、棉布、羊毛其他皮類ノ諸業ニ於テ其勢力最モ大ナリトス。天津貿易（輸入）ノ四分ノ一半強ハ山西省内ノ需用ニ依リ、同商賈ニ依リテ取扱ハル、高二至リテハ、殆ド其半バヲ占ム。……天津ノ重要輸出品タル羊毛、駝毛ノ如キモ、山西省ノ産トシテハ敢テ多額ト云フニアラザレドモ、彼等ノ手ヲ經テ外國商ニ売渡サル、高八百五十万担ニ達シ、輸出額ノ大半ヲ占ム。

と見え、天津で獣皮・絨毛貿易の大部分を掌握していたのは山西商人であつた。輸入品の約四分の一は山西省に仕向けられていたが、これは塞北交易の西側拠点である歸化城に送られていたものと思われる。

付言すると、東部内モンゴルは清代には畜産品の外、木材も内地に移出していた。内モンゴルの森林は草原の周縁に位置するため、伐採や搬出の費用が比較的少なくて済み、また大消費地の京師にも近いいため、清代には大規模な伐採が進行したようである。当地の木材は張家口ではなく、熱河に近い多倫諾爾に集荷され、多倫で木税を課せられていた。多倫の木税は康熙四〇年（一七〇一）に定額が設けられ、乾隆三一年（一七六六）より毎年工部に水木税銀六四〇〇余両、枋榔把杆税銀二四〇余両を、また戸部に早木税銀五七〇余両を納付することが義務付けられた。しかし元々降水量が少なく、森林回復力の乏しい土地柄のため、森林資源は急速に枯渇し、道光二四年（一八四四）には実徴税数が水木税銀八一両、早木税銀二両にまで落ち込み、咸豐元年（一八五一）以降は皆無となつた。その後も名目の税額だけは残されていたが、光緒一〇年（一八八四）李鴻章の奏請により最終的に廃止された。⁽⁵⁾ また京師から熱河に通じる街道が長城と交差する地点に設けられた古北口関では、毎年一〇—二両の木税が課せられていたが、やはり木材資源の枯渇により嘉慶二一六年（一七九七—一八〇一）には実徴税数が三〇—六〇両程度にまで落ち込み、嘉慶七年以降は木税を定額制から儘收儘解、すなわち木材が通過した分だけ課税することとなつた。⁽⁵⁾ 以上二史料より、東部内モンゴルの森林資源は一八世紀の約百年でほぼ消滅し、清末には内地向け移出品目か

ら消えたと言えよう。

二〇世紀の畜産品交易に話を戻すと、茶や棉布などの内地産品は加工品であるため、備蓄により通年供給が可能である。しかし牲畜は備蓄が不可能であり、絨毛や獣皮も内モンゴルには備蓄の習慣がない。また、奥地と張家口との間の物資輸送は馬や駱駝などの家畜に依存しているが、冬場は沿道に水と牧草が不足するため、通行が困難となる⁽⁶⁾。そのため取引は強い季節性を帯びていた。『支那省別全誌』第一八巻、直隸省、東亜同文会、一九二〇年（以下、資料①と記す）、八二頁には、張家口について、

当地の商業は露領に茶を輸出すると、蒙古人に必要品を販売すると、蒙古地方より畜類及び獣毛皮を輸入するを以て主なるものとす。而して是等の貨物は各原産地より此地に集中し、多くは仲買人の手を経て販売せられ、三、四、五及び九、十、十一月の候商業繁盛期にして、其他は閑散なり。

と記されており、春季三箇月と秋季三箇月の年二回に交易が集中していた。

さて、漢族商人とモンゴル遊牧民との直接取引は、一般に物々交換に依っていた。『東部内蒙古産業調査』農商務省、一九一六年（以下、資料②と記す）、第一班、一九九頁「取引慣習」の項には、

蒙古人トノ取引ハ主トシテ物々交換ニシテ二ツノ方法ニテ行ハル。其一ハ行商、他ノ一ハ店取引ナリ。行商ハ一名出撥子ト云ヒ、春季商品ヲ車ニ満載シテ蒙古内地ニ入り、行々蒙古人ト商品ヲ交換シテ、晩秋帰来スルモノ是レナリ。

とあり、同右、第三班、二五八―二五九頁「商品経路」の項には、

当方部内ノ都市ニ於ケル商業ハ赤峰ノ外、其ノ附近トノ売買又ハ他ノ都市ニ対スル仲繼キニシテ、何レモ取引又ハ金融関係若ハ交通関係ヲ辿リ、後方ノ都市ヨリ供給ヲ受ク。……而シテ地方産物タル農畜産品ハ物資ノ移入サル、経路ニ依リ逆送サル、モノトス。蓋シ金融整ハス通貨少ナキ為、自然大規模ノ物々交換ヲ為スヲ免ル、能ハサルノ致ス所ナランカ。

とあるように、集散地近辺に住むモンゴル人は自ら棧店を訪問して取引していたが、奥地のモンゴル人は漢族の商人に売買を依存していた。この行商人を撥子あるいは出撥子と呼んだ（次章で詳述）。なおこの事例では、春に奥地へ向うき晩秋に集散地に帰る年一回方式を紹介している。一方、集散地から天津への商品の輸送は山西商人がこれを担った。『張家口調査報告書』横浜正金銀行、一九一八年（以下、資料③と記す）、三頁によると、

張家口ニ於ケル人口約十萬ト称セラレ、此中旗人一萬内外、回教徒二萬、是二少数ノ蒙古人ノ外ハ全部漢人ニシテ、内、山西人其大半ヲ占メ、直隸、山東二省人之二次ギ、河南省其他ヨリ來住セルモノハ極メテ少シ。而シテ山西人ハ多ク商業ヲ営ミ、移住年代古ク、張家口ニ於テ最モ有力ナルモノナリ。

とあり、張家口では清代より山西商人が卓越し、直隸人や山東人がこれに次いでいた。ある資料によると、一九二〇年代中頃の張家口の貿易額は、内地からの移入が約一九〇〇万両、内地への移出が三〇〇〇万両、合計約五〇〇万両であり（但し鉄道を経由した歸化城方面の貿易額を含む）、主たる移出品は羊毛（三〇〇万両）、穀類（三〇〇万両）、羊生毛（二二〇万両）であった。数値の信憑性には若干疑問が持たれるが、資料②にも張家口の「一ケ年ノ貿易額ハ輸入九百五十万両、輸出一千五百万両、合計二千五百万両」二達ス（第四班、二〇八頁）とあり、移出額が移入額の一倍半程度あつたことは確かなようである。民国初の内モンゴルは内地に対して大幅な出超であつた。

ところで、一般に商品の交易には資金の移動が伴う。特に交易が奥地側の出超である場合、内地から奥地への恒常的な資金供給が必要不可欠となる。ところが東部内モンゴル、特に東三省に隣接した地域に対する資金の輸送は非常に困難であつたらしい。資料②、第一班、二二〇頁「洮南」の項に、

蒙古内地ヨリ鉄道沿線又ハ其ノ他ノ土地ニ送金スルコトハ最モ不便ナル事項ニシテ、其ノ現金ヲ輸送スルノ極メテ危険ナルコトハ云フヲ俟タス。然ラハ為替ノ方法ニ依リテ之ヲ送致スルノ途アリヤト云フニ、洮南ニ於ケル銀行ハ之ヲ取扱ハサルヲ以テ、大商人ノ鉄嶺・奉天等ト取引關係ヲ有シ、受払代金等ノ決済ヲ要スルモノヲ

尋ネ、之ニ依頼シテ為替ヲ取組ムコトヲ得ルニ過キス。此ノ如キハ其ノ之ヲ求ムルコト面倒ナルノミナラス、送金為替料トシテ小洋百元ニ付キ二元半乃至五元ヲ要ス。之レ我商人ニ取りテ商業上最モ苦痛トスル所ナリト云フ。

と見え、吉林省の西端に位置し、既に鉄道が開通している洮南でも、現金輸送や銀行為替の便すらなく、鉄嶺や奉天の商人と個別に為替を取り組む以外に送金手段がなかったが、出合が少なく、手数料も割高であるため、取引上非常に不便であった。また熱河北部に位置する赤峰について見ると、資料②、第二班、三八八頁「赤峰」の項に、票莊、業務ハ為替ヲ主トナスカ、其料金ハ一定セス。現金ヲ得ルコトヲ希望セル土地ニ為替ヲ振出ストキハ、逆ニ振出人カ料金ヲ得ルノ奇現象アリト云フ。……

鑛局。本局ハ饒陽（直隸州「省」保定府）ニアリ。現金輸送ヲ業務トナセルカ、其ノ資本ハ信用ヲ第一トシ、車馬ト銃器ヲ有スルノミニシテ、資本金ハナシト云フ。

とあり、現金不足に苦しむ東部内モンゴルの集散地では、内地へ向けて送金為替を取り組むと振出人が票莊より手数料を取得できた。すなわち、奥地は出超なのに現金不足だったのである。そのため鑛局と呼ばれる現金輸送業者が、内地より車馬で現銀を搬送していた。ただ、これでは畜産品買付資金が常に不足するため、資料①、一〇九一—九二頁「赤峰の金融貨幣及度量衡」の項に、

商家の為替は錢舖又は銀行に依るものの外、所謂逆為替取組に依るものあり。逆為替とは当地皮行及糧行が多く天津又は錦州に送付せる貨物の代金に対し逆為替を取組み、之を市場に売却し、一方雜貨商等は該地方に対する仕入代金支払の地位にあるを以て、之を買入れ以て仕入先に送付し決済するの便法なり。此際需給の關係上、時に為替の歩合を生ずる事あるも、高率なるに至らず。

とあるように、後には皮行や糧行などの特産商が天津や錦州に向けて逆為替を取り組み、これを雜貨商に販売して相互の資金の需給を相殺する方法も生み出された。

東部内モンゴルが移出超過にもかかわらず、絶えず現銀不足にあえていた理由は、モンゴル人社会では銀もまた素材価値を持った商品（宝飾品の原料）と見なされていたからである。資料②、第三班、二六七頁「撥子貿易」の項には、

蒙古人ハ貨幣又ハ金銀ヲ所持スルモノ少ナク、稀ニ之ヲ貯フルモ愛玩シテ之ヲ手放サ、ルヲ以テ、撥子ハ売却品ノ代償トシテ羊毛・羊皮ヲ始メトシ、生牛馬ヨリ雞卵ニ至ル產品ヲ得。

とあり、また後藤富男も「牧民は紙幣を信用しないで、民国以後零細な売買には銅子児、やや大口の取引には多く現大洋が通用した。彼らは古来白銀を尊重し、服飾品等に銀を用いる風習があり、銀貨は喜んで受入れられた」「多少とも入つてくる銀貨は富裕層に偏在し、しかもこれを退蔵しまた鑄潰して服飾品等を製作する風がある」と述べているように、⁽⁸⁾ 現銀は貨幣としてはなく貴金屬すなわち消費財としてモンゴル社会に吸収され、市場に回ることはなかった。

では物々交換に際して、取引商品の価値尺度は何に求められていたのであるうか。後藤は、撥子交易の場では羊・磚茶・礼帛など特定の物産が物品貨幣の役割を果たしていたと述べているが、資料②、第三班、二七〇—二七二頁「吊文」の項には、

当方部内各地ニ於テモ他ノ諸地方ト等シク相場建値又ハ取引ニ吊文ヲ用フ。……錢舖（銀行）カ吊文預金ニ対シテハ相当ノ利子ヲ支払フモ、銀貨等ノ硬貨預金ニ対シテハ反テ保管料ヲ請求スルコトアリ。是レ吾人カ奇異ノ感ニ打タレタル一事ナリシカ、畢竟通貨ノ預金ニ対シテハ相場変動ノ危険ヲ負担セサルヘカラサレハナリ。とあり、また二七二頁「制錢（銅錢）」の項には、

制錢ト吊文トノ比価ハ地方ニ依リテ之ヲ異ニシ、從テ其ノ計算ノ基礎ニ差アルモ、百文十六個ナルヲ普通トシ、其ノ場合ニ於ケル計算法ノ一例ヲ示セハ左ノ如シ。

とあるように、集散地に近い所では吊文（東錢建て銭文）が使用されていた。⁽⁹⁾ 注目すべきは、錢舖は吊文を単位と

した錢預金に対しては相当の利子を支払うが、銀貨預金には逆に保管料を要求することである。観察者は奇異の感に打たれ、銀相場の不安定性にその原因を求めているが、真の理由は、内モンゴルでは銀は貨幣としての運用が不可能な貴金屬商品に過ぎないからである。

因みに、既述の如く、内地と内モンゴルとの為替は概ね未発達であつたが、資料②、第三班、二八八頁「為替」の項に、

仮令当方部ト嘗口間ノ送金ニ当リテハ、初メ奥地ト錦州間ニ於テ錢為替（制錢為替）ヲ取組ミ、更ニ錦州嘗口間ニ銀為替ト為ス力如キ、又ハ通貨ノ間ニ相場ノ差異アリ、且ツ吊文・銀子ニ在リテハ其ノ基準ヲ異ニスルカ故ニ、地方間ノ為替ハ恰モ外国為替ノ如キ關係ヲ生シ、意外ノ不利ヲ招クコトナシトセス。

とあるように、熱河や奉天との接壤地域において強いて内地と為替を取り組もうとすると、開港場である嘗口から錦州までは銀為替を、錦州から内モンゴルに対しては制錢為替を取り組まねばならず、また銀為替と制錢為替との相場が常時変動しているため、為替差損を生じる危険を背負わねばならなかつた。

とは言え、对内モンゴル交易の最有力拠点である張家口では、さすがに天津との間には為替の連絡があつた。資料③、二七頁「票莊」の項によると、

為替八本業ニシテ、其多クハ山西省ノ大「太」谷及ヒ太原二本店ヲ有ス。今張家口ニ於ケル票莊ノ為替取組範圍ヲ見ルニ、天津、北京、上海、漢口、多倫、歸化城、大同、太原、大「太」谷、祈「祁」県其他山西省ノ各地ニシテ、専ラ送金為替ヲ取扱ヒ、荷為替（貨匯）ノ取扱ヲ為サズ。

とあり、山西票号は張家口で内地各方面及び内モンゴル集散地向け送金為替を販売していたようである。赤峰のように振出人にプレミアムを与えることはなかつたであろうが、銀資金はやはり乏しかつたようであり、荷為替は取り組んでいなかつた。これでは茶や棉布などの売り込みはできても、収買した畜産品の移出は困難である。

票莊に替わつて天津との為替取組の主役となつたのは新式銀行と錢舗である。まず新式銀行について見ると、資

料①、一一二—三四頁「張家口の金融貨幣及度量衡」の項に、

支那新式銀行 当地に支店を有する支那新式銀行は中国銀行支店（堡裏七斜街に在り）交通銀行支店（堡裏に在り）及び殖辺銀行支店（堡裏に在り）の三者なり。其中貸付を営むものは唯殖辺銀行支店のみにして、中国、交通兩銀行支店は一切其取扱をなさず、時に北京、天津より来る仕入商人に対し一時立替金をなす事あるも、一般の主要業務は為替業とす。当地の為替は北京、天津、上海の三個所に対し直接為替を取組むも、其他の地方に取組まんとする時は以上三個所の一を通じて転送せざるべからず。為替相場は北方に取組むものは多く北京、天津の相場を参照し、南方取組には多く上海相場を標準となす。大正七年に於ける此地通用銀口銭平一千両は上海九八規元の一千百両、北京公砵平の一千〇三十両、天津行平化室の一千〇二十五両内外に当り、天津向為替手数料は一千両に付三両を要すと云ふ。

とあるように、中国銀行など三行が北京・天津・上海向けに為替を取り組んでいたようである。但し、天津方面より来る畜産品集荷商に対しては、買付資金の一時的立替を行うことはあつても、荷為替を取り組むことは無かつたものと見られる。

次に銭舗について見ると、資料③、二九—三一頁「銭舗ノ為替」の項に、

其取組範圍八極メテ狭少「小」ニシテ、僅カニ北京、天津及び附近ノ駅邑ニ限ラル。張家口ヨリ天津向送金ノ場合八天津西公砵平ヲ以テ標準ト為シ、普通西公砵平一千兩ヲ張家口口銭平九百五十八兩ニ換フ。而シテ張家口ヨリ天津向逆為替取組ノ場合八送金ノ場合ト異ナリ、天津行平ヲ以テ標準ヲ立ツ。……今逆為替取組ニ關スル一例ヲ拳ゲンニ、張家口出張員力買付ヲ為サントスルトキハ、先ツ銭舗ニ赴キ天津向逆為替ヲ取組ム。此際手続八極メテ簡單ニシテ、取組人ハ手形若クバ「ハ」何等証憑書類ヲ提供スルコト無ク、只一片ノ口頭ヲ以テ所要ノ金額ヲ前借シ、是ニ対シ為替料及ビ天津ニ於ケル支払日迄ノ利子ヲ支払フ。為替料八送金ノ場合ヨリモ幾分高率ナルモ、概シテ大差無ク、利子八短期モノ即チ一週間乃至半ヶ月位、月利一分二厘トス。支払期間八

天津錢舗ガ此通知ヲ受ケタルトキヨリ起算スルモノニシテ、支那人間ニ在リテハ此期間一二期ニ及ブモノ多ク、從テ利子モ高ク、最低三十四兩位ナリト云フ。

とあるように、錢舗の為替取組先は京津地方にほぼ限定されるが、逆為替を取り組む点が票莊や新式銀行と大きく異なる。天津向け為替は天津兩を用い、順為替は西公砒平建て、逆為替は行平建てである。逆為替は手形を發行せず、口頭で取り組める。すなわち専ら対人信用によつて特産物買付商に資金を提供し、彼らが天津でそれらを販売した後、元金・手数料・利息を回収するのである。なお、対人信用で資金を融通できるというのは、取りも直さず錢舗の取引先が顔見知りの特定商人に限定されていたことを意味している。

では、張家口の錢舗はどこから資金を入手していたのであろうか。銀が内地へ還流しないため、塞北商人は常に鏢局により銀を内地から移入し続けていた。鏢局の中には直隸省滄州出身者もいたが、多くは山西出身者で、張家口や歸化城で活躍していた。⁽¹⁰⁾しかし細々と現送されてくる現銀だけでは畜産品移出の増大に対応できない。そこで錢舗は、振替勘定という手法により預金通貨を創出し、乏しい現銀準備で旺盛な資金需要にに応じていた。資料③、三一頁「錢舗ノ撥兌銀（振替勘定）」の項に、

各錢舗ニ取引ヲ有スル商人相互ノ取引整「精」算ヲ錢舗ノ帳簿上ニテ之ヲ行フコト、恰カモ營口ニ於ケル過炉銀ニ似タリ。張家口支那商人ノ取引ハ總テ此方法ヲ以テ票期ニ決済サレツ、アリテ、此無形ノ通貨ヲ称シテ撥兌銀ト云ヒ、其取引ハ帳簿ニ依ルヲ以テ過帳ト称ス。普通一千兩二ツキ撥兌銀一千二十兩ノ相場ナリ。

とあり、錢舗は營口の過炉銀に類似した撥兌銀と呼ばれる帳簿上の預金通貨を發行して為替の資金とし、現銀を節約していた。例えば、絨毛買付商が天津向けに逆為替を取り組んだ場合、錢舗は買付商の口座に撥兌銀を振り込む。買付商はこの預金通貨を資金として絨毛の買付を継続し、これらを天津で販売した後、天津の錢舗に為替料を現銀で支払う。一方、天津から来た雜貨商は売上金を張家口の錢舗に撥兌銀で預け入れ、この資金で天津向け順為替を取り組む。そして為替手形を天津に送り、錢舗で現銀化して雜貨の仕入資金とする。張家口の錢舗は現銀をほとん

ど準備することなく、撥兌銀という預金通貨で為替業務を営めるのである。また同一人が撥兌銀建て債権と債務を有している場合には、票期で両者を相殺していた。

票期については、資料③、三三頁「票期」の項に、

貸借ノ決算期ニシテ、毎年陰曆四月、七月、十月、十二月ノ各一日ニ之ヲ行フ。恰カモ嘗口過炉銀ニ於ケル卯期ノ如ク、貸借差額ヲ現銀ヲ以テ決済セザルベカラズ。而シテ過炉銀ニ於テハ銀炉ノ承諾ヲ得テ決算ヲ次卯期ニ繰延ベスルコトヲ得ルモ、張家口ニ於ケル票期ニハ断ジテ之ヲ許サズ。直チニ停票トシテ各錢舖ノ取引ヲ拒ムコト、恰カモ不渡小切手ニ於ケル交換銀行ノ制裁ニ如ケリ。票期ノ初メニ満加ト称ヘ、一票期間ノ利子ヲ発表ス。普通一千兩ニツキ三十兩乃至四十兩ノ間ニアリ。元來票期ハ山西省票莊本店ガ現銀授受ヲ省略スル目的ヲ以テ定メタル決算期ニシテ、各地其期一樣ナラズ。即チ甲地ノ過剩ヲ以テ乙地ノ不足ヲ補フガ如ク、少額ノ現銀ヲ以テ転々流用セント欲セシモノナルモ、因襲ノ久シキ遂ニ一般商取引ニ此制度ヲ採ルコト、ナレリ。とあるように、山西票号の本店が開発した為替の決算期であったものを応用したようであり、過炉銀の卯期と酷似しているが、注目すべきは、卯期を越えて債権や債務を繰り延べすることを認めていない点である。この規則により、撥兌銀は過炉銀のように投機対象となることはなかったものと思われる。

預金通貨は張家口以外の集散地でも創出されていた。資料①、一一〇九頁「朝陽の金融貨幣及度量衡」によると、
 錢舖 三隆号、三泰永、益興号の三家あり。……何れも十二大行の中に数へられ、当地金融の元締とも云ふべく、過賬取引に於ては嘗口の過炉銀に於ける銀炉の地位に立つ。過賬とは市場に於ける現銀の欠乏より生じた一種の便法にして帳簿上の振替勘定に依り現銀の授受なくして取引を決済する方法なり。尚ほ三隆号は山西票莊錦生潤の代理として赤峰、錦州、天津、營口、北京、上海等との間に為替の取組をなす。

保鏢 保鏢とは現銀輸送の任に当り其の危険を保証する業とするものを云ふ。当地には斯業を営むもの常住せざるも、送金ある場合直隸省饒陽（保州）より出張し冬季二、三回の往復あり。其主なるものは元成、隆泰、

徳源の三家とす。

とあり、熱河の朝陽でも錢舗が過帳による振替勘定で為替業務を営み、山西票号の送金為替や鑛局の運ぶ現銀で外部との資金調整を計っていた。更に小庫倫（綏東）でも朝陽に倣い預金通貨制度が導入されたが、あまり広まらなかった。⁽¹²⁾

以上のように、畜産品買付資金が恒常的に不足する東部内モンゴルでは、奉天や吉林と同様の預金通貨で決済を行っていた。各種資料は一樣に現銀の不足を指摘するが、これは内モンゴル側が恒常的な入超、すなわち内地への銀流出に苦しんでいたからではなく、モンゴル人が銀を貨幣としてではなく貴金屬商品と見なして退蔵してしまうため、銀に貨幣の役割を果たさせることができなかつたからである。内地より持ち込まれた現銀も、地方によっては金融機関から保管料を要求されるなど、運用の場を持たなかつたのである。

二 撥子交易の決済方法

内外モンゴルの畜産品は張家口などの集散地に集荷され、天津方面へ移出されたが、畜産品を輿地で買い付けるのは行商人であった。モンゴル人遊牧民相手の行商は「草地買売」と呼ばれ、行商人のことを東三省近辺では撥子と呼び、張家口付近では買売家・草地買売・外路・外管などと呼んだ。後藤富男によると、張家口の草地買売業者は康熙初年（一六六二）には一〇戸、雍正二年（一七三五）には九〇余戸、乾隆六年（一七四一）には一九〇余戸、嘉慶二年（一八二〇）には三三〇戸、道光三年（一八五〇）には二六〇余戸、咸豐二年（一八六一）には約三〇〇戸、同治十三年（一八七四）には三五〇余戸、光緒元年（一八七五）より二六年の間には四一〇余戸、光緒二十七年より三四年の間には五三〇余戸、宣統元年（一九〇九）から三年までに五七〇余戸と上昇の一途をたど

り、民国元年（一九一二年）から九年の間には七一八戸に達し、その最盛期を迎えたが、ロシア革命の勃発と外モンゴルの独立により大打撃を受け、民国一八年（一九二九年）には五六五戸に激減した。草地買売すなわち撥子交易の全体像については、戦前の調査報告¹³や後藤富男の研究に譲り、本章では撥子と決済制度について論じることにする。既に見た通り、撥子交易の金融面での一大特徴は物々交換であり、貨幣を媒介としないことである。資料④、六六―六七頁「大板上」の項には、

其取引額は正確に知るを得ざるも、大略各舗の売上高一期間五百両を下らず。大なるものに至りては数千両の多額に上るものありと称するも、取引の多くは物々交換にして、現金売買は僅に其十分の一内外に過ぎず。とあり、また同書、二〇八―二〇九頁「商取引の方法及習慣」には、

即ち此方法（蒙古奥地に於て直接買付をなし、之を輸移出する場合―引用者）は現銀を携行し現地生産品の買付をなすものにして、普通代金の一部を支払ひ残額は最寄市場に於て決済するものなり。此種の取引は近時の発達に属し、物品携帯の不便に代ふる為に行はるゝものなるが故に、交易に際しては物々交換よりも不利の場合多く、且つ現銀携帯の不便と危険とは免れざるを以て未だ一般的に行はるゝに至らず。皮革、獣毛類の取引の如き特種「殊」商品の取引に用ひらるる場合多し。然れども此方法に依り買付せらるるものは尚全取引の約三割に及ばずして、他の七割は依然物々交換に依るものなり。

とあるように、現銀での売買は全体の一分から三割程度に止まっていた。ただし現銀は貴金属としての素材価値しか持たないため、内地と較べ貨幣価値を減じたからである。資料⑤、三三―三三頁には、

但し貨幣価値上よりの流通よりも寧ろ貨幣を一物貨としての流通にして、従て票（紙幣）の如きは蒙古内地の市場及びその附近並に漢滿人部落のみにしてそれ以外にはその用を為さず、現大洋のみが用ひられ、而もその価値は額面価値と同様である。然りと雖も此処に注意す可きは流通価値の額面同様なりとは雖も、物貨としての性質多分を含む当然の結果、その流通価値は単独価値にして相対価値にあらざる事である。換言すれば該単

独価値は現大洋一元は一元なるも他の物質と対比する時に於ては貨幣価値の下落である。こは、撥子等の売りつくる物質の呼び値高きが故にして、従て粵「奥」地に於て現大洋のみを以て畜産物その他を購求する場合は、反対に甚だしく不利にして市場より寧ろ高価なるの決「結」果に陥る。例へば林西一帯に於て三、四元熱河票にて一羊を得るものが烏珠穆沁^{ウチユムチン}一帯に於ては大洋五、六元（熱河票十元以上）を要するが如きである。

とあり、現大洋は銀塊という一商品として取引され、その価値は他の諸雜貨と較べて著しく低かつた。逆に言つと、現銀自体の価値は内地と奥地との間とさほど違いが無くても、奥地における諸雜貨の販売価格が内地と較べて相当割高だったのである。この現象は一般に奸智に長けた漢族商人が純朴なモンゴル遊牧民を瞞着していると理解されているが、資料④、二二二—二二三頁に、

而して既述の如く蒙古に於ける商取引は尚ほ大体に於て物々交換に依るものなるを以て、其買付対貨となすべき物資は常に之を備へ置かざるべからず。且つ買付に対する競争上、物資の出廻り以前に買付約定をなし、価の一部又は全部の前渡を要するのみならず、蒙古人は貨幣に依る貯蓄機關を有せざるが故に、時として彼等生産品を有せざる際は自然長期の貸出をなさざるべからず。仮令直に之を買い出し得たりとするも、其物資が生畜なる時は暫く之を奥地に於て放牧飼養せざるべからず。又羊毛及皮革等の畜産品にて直に輸送し得る場合に於ても、該地に金融機關なき為、銀行の設置ある都市に至らざれば夫れを現金に代ぶることを得ざるを以て、資金の運転を阻害し、其結果比較的多額の運転資金を備へざるべからざるの不利あり。

とあるように、資本の回転率が極端に低い結果として内地雜貨の価格を高擡せしめていたと考えるべきであろう。なお、奥地取引では、撥子とは別に販子と呼ばれる畜産品買付業者がいた。ここで暫く販子について述べておこう。資料⑥、三六頁「販子」の項によると、

販子は撥子と並んで蒙古内地に於ける支配的な取引機關である。販子は撥子の如く商品を携帯して行商を行ふこと稀にして、原則として唯買付に必要な資金——之は必ずしも買付代金の総額を意味せず、手付金其の他

の程度のものであることが多い——を所持して、単身或は一、二名の家僕を従へて奥地に入り、畜産品の買付を行つて、之を蒙地辺縁の主要市場迄搬出する。之等の販子は、撥子其の他の蒙地取引商人と同じく山西商人が圧倒的に有力であるが、唯撥子と異り、販子には直隸出身の者が之に拮抗し得る勢力を占めて居る。之は販子が現実に比較的大なる信用を有すること（又それが販子の取引形態に於ては特に必要であること）に於て、王公喇嘛が清朝の年班制度によつて屢北京に出来た際に多く商人、高利貸資本の陥穿「奔」に陥つたことに依て理解し得る。

とあり、販子は撥子とは異なり、畜産品の買い付けだけに特化していた。また手付金以外の資金を携帯することは無かつた。では何故物々交換による交易形態を取る内モンゴルにて販子のような信用取引が成立するかという点、引用資料が臭わせているように、モンゴル王公やフマなど有力者との信用関係を構築していたからである。同じく、三六頁には、

蒙貨流通過程中に参加する各取引機關の系列的考察に依れば、販子の取引は、蒙古王公、牧民及撥子を相手として行はれる。

とあり、また三九頁には、

特に、張家口の販子に就て述べれば、牲畜取引を除いた畜産品取引、即ち毛皮及獸毛取引は、撥子又は主要地方市場に近い蒙古人（王公貴族其の他牧民）を相手としての大量買付が一般である。

とあるように、販子は撥子とも取引を行うが、王公・貴族・僧侶などと結び、畜産品を大量買い付けしていた可能性が高い。モンゴル人王公はその販売代金を北京で消費した模様である。従つて内モンゴルは内地に対して大幅な出超であつたとは言え、その全てが現銀によつて補填されていた訳ではなく、モンゴル社会の支配層によつて相当の銀資金が内地に還流していたのであろう。

話を戻すと、奥地では物々交換で取引がなされていたが、集散地では銀行券や帖子（商務会の保証により商務会

員が発行する兌換券)などの紙幣が通行していた。銀行券は奉天票(東三省官銀号兌換券)と熱河票(熱河興業銀行兌換券)が有力であり、軍閥抗争の影響を受けて流通範囲も変化したが、林西では「大商店の大取引には天津為替票が悦ばる。本為替は天津の有力なる商店宛送りたる為替票にして、その取扱の至便なると又価値変動なき為で、本市場及び赤峰等天津の商店と取引多き市場に於ては大に悦ばれ、決算等に多く使用さるゝ処である」とあるように、天津為替も通貨の役割を果たしていた(資料⑤、三四―三八頁)。ただ、資料④、二二―二二頁に「近來往々銀貨及銀塊使用せらるるに至り、又市場附近の蒙古人間には稀に紙幣をも流通せらるることあるも、尚ほ彼等の間には貨幣に対する觀念十分徹底せず」とあるように、紙券類の使用は集散地の漢族商人間の取引にほぼ限定されていたと言えよう。

進
と
こ
ろ
で
、
撥
子
交
易
は
、
資
料⑤、
二
一
〇
頁
に
、

今彼等の信用取引方法を見るに、……支那商人自ら蒙古人の需要品を満載せる牛車を率ひ奥地に進み、各自己の勢力範囲内に入りて羊牛馬その他畜産物と交換売買し、一年二回乃至数回はを繰返へし……

山
本
と
あ
る
よ
う
に
、
毎
年
一
・
二
回
乃
至
数
回
に
限
定
さ
れ
、
ま
た
物
々
交
換
に
拠
る
た
め
、
日
常
的
な
資
金
の
移
動
を
必
要
と
し
な
い
。

そこで集散地においては、撥子に代わつて商品を仕入れ畜産品を販売する棧店や、内地より雜貨を仕入れる雜貨店は、錢舗の票期に即した決算期を定めていた。これは標期と呼ばれた。資料⑤、四〇頁には、

標期とは各商店間の決算期を定めしものにして、一年を分ちて四期と六期とに定むる二種類あり。即前者に於ては陰曆四月、七月、十月、十二月と定め、後者は二月、四月、六月、八月、十月、十二月の六期に分ちたるもので、四期標期は一名多倫標期とも称じ「し」、ドロン・張家口一帯に用ひらるゝもので、早くより山西商人により採られ、六期標期は一名赤峰標期とも称し、直隸商人により成されおるものである。而て是等は両者共毎年年頭に於て錢舗組合と商務總會とが協議の上その日時を(月は前述の如く確定す)協議の上決定し、立るに一般商家に通告を為すものなる事は同様なり。此の目的は市場に於ける金融を緩和し、標期間に各商店の

取引を敏活ならしむるにある。

とあり、山西商人（西幫）と直隸商人（京幫）との間で回数は異なるが、集散地の錢鋪組合と商務總會が協議して標期を設け、雜貨売込商と雜貨店との間、特産物買付商と棧店との間、また撥子と雜貨店・棧店との間の金融調整を行っていた。標期が来るまでは売買に貨幣が動かないので、集散地での貨幣流通量は少なくとも済むのである。

西幫と京幫が決済期を異にしていたのは、両商人集団は互いにその商圏を異にしていたからである。清代より、熱河や東三省縁辺地域は直隸商人が進出しており、張家口から多倫にかけては金融面で優位に立つ山西商人が優勢であったが、民国期になると、直隸商人は両商圏の中間地帯から更には西幫優勢地帯に向けて盛んに進出するようになった。集散地で自幫に有利な決済制度を採用させることは、当地における撥子交易の主導権を握ることに結びつく。資料⑤、四〇頁、前引部分の直前には、

今是等（張家口・多倫・綏州・林西及び奧地―引用者）市場を通じて見るに、其の鬭争は實に激烈を示し、而も露骨に表面に表る。殊にその露骨化するは商務會長選舉の如き場合にして、山西商人は山西商人、直隸商人は直隸商人相組みて、その自己派より會長を選出せんことに熱中し、相争ふの様は懐愴とも評す可く、而て是等勢力奈何の具体化はかゝる商務會長選出奈何及び取引決算方法に於て何れの標期が多く用ひらるかに於てである。

とあり、決済期をめぐる争奪戦は熾烈を極めたようである。

しかしながら、長期的趨勢としては直隸商人が山西商人を次第に凌駕しつつあつたようである。資料⑤、四三頁には、

今是等地方に来る撥子を見るに、小庫倫、洮南、赤峰、烏丹城、林西方面より多数入り来ると共に綏州、多倫方面より来るもの多く、現在に於ては尚ほ是等地方に於ては直隸商人と山西商人とは六対四位の勢を保有しており、尚ほ前述の未開地土着商舖には山西商人大部分を占むるが、要するに内蒙古に於ける撥子としての勢力

は漸時「次」直隸商人の手に歸しつゝあるを否定し能はざる処で、主なる原因は内蒙古に於ける撥子は資本小なる者にて可なること、地理的關係及び山西商人の多くは張家口、多倫方面より外蒙に対する行商に全勢力を費しつゝある事等がその因由をなす。

と見え、東部地域を中心に直隸商人の勢力が増大していることが読み取れるが、山西商人の牙城である張家口でも、『滿洲日日新聞』明治四二年一〇月九日付「張家口事情」によると、

張家口商人は由来土著のもの極めて少く、率ね諸方より出稼せる商人にして、先入者は山西省太谷、榆次、祁県地方の商人に依り数百年來開發せられ、近年に至り直隸省天津・南宮・冀州商人の侵入を見、尋で山東・広東商人の影を認むるに至れり。而して二三年前までは尚山西商人の独占に歸し居れるが、端なくも天津方面に於て稍新思想と經驗に富める直隸商人と相戦ひ、遂に敗北して現今にては既に綿布の一壘をば敢へなるも直隸商人に明渡すの已むなきに至り、僅に雜貨と茶商との地盤に殘壘を固守せるの状態に在り。加之輸出貿易の方面は多くは広東商人の掌握する所たり。唯だ併し乍ら山西商人は今日時勢遅れの商人たる觀はあれども、票莊と錢舗との連号多く、尙未だ侮るべからざる潛勢力を有し居れり。尤も漸次交通機關の開展せらるゝに及び、従来の慣習を飽迄改更せざるときは、或は恐る、終に直隸商人等のために市場より驅逐せらるゝに至るなき乎を。兎に角現下の張家口市場は山西商人と直隸商人との角逐場と評するの外なし。

とあり、天津・南宮・冀州出身の直隸商人や山東商人、広東商人が勢力を伸ばしつゝあつた。注目すべきは、山西商人は票莊・錢舗などの金融部門と茶移出部門では依然優勢であるものの、清末段階で既に内外モンゴルにおける主力商品の一つである棉布移出部門を直隸商人に奪われていることである。彼らはやがて金融部門にも進出し、山西商人を脅かす存在となるであろう。票号や錢舗の経営に秀でているとはいえ、手工業や近代工業との繋がりを持たない山西商人は、末端流通で守勢に立たされていたのである。

おわりに

清初より民国九年に至るまで、中国本土と内外モンゴルとの交易は持続的に発達した。ロシア革命と外モンゴルの独立により庫倫方面の市場は喪失したものの、東部内モンゴルでは磚茶や棉布を移入し、牲畜や羊毛などの畜産品を移出する草地買売が継続した。これを末端で担ったのが撥子である。奥地での撥子交易は基本的に物々交換であり、銀貨は貴金屬商品として内地から一方的に移入されるに止まり、貨幣としての役割を果たすことができなかった。集荷地では銅銭を基礎とした吊文や奉天票・熱河票などの紙幣も使用されたが、貨幣による売買は少なく、撥子と雜貨商や棧店との間の債権・債務を定期的に相殺する標期決済が主流を占めていた。また、雜貨商が商品を購入する時、あるいは棧店が畜産品を移出する時に振り出す為替も、錢舖が票期を定めて定期的に決済していた。

張家口の撥兌銀や朝陽の過賑取引のような預金通貨は、東三省や山東など環渤海交易圏の集散地^(註)で見られる。ただ、他の諸都市の預金通貨が専ら現銀の欠乏を補填する目的で設けられたのとは少し異なり、張家口や朝陽の場合、奥地のモンゴル人社会では銀貨自体が貨幣の役割を果たさなかったことも大きく作用している。撥兌銀や過賑取引は単なる貨幣の節約だけでなく、むしろ貨幣自体が通行し得ない社会での交易活動を円滑ならしむるため、具体的に言えばモンゴル人社会への一方的な現銀漏出を防遏するために設けられた制度であったと考えられる。

註

(1) 後藤富男「近代内蒙古における漢人商人の進出」『社会経済史学』二四卷四号、一九五八年。なお万暦年間の状況については、岩井茂樹「十六・十七世紀の中国边境社会」小野和子編『明末清初の社会と文化』京都大学

人文科学研究所、一九九六年、六四〇頁を参照。

(2) 佐伯富「清代塞外における山西商人」、『東方学会創立二十五周年記念東方学論集』、東方学会、一九七二年、同「清代における山西商人と内蒙古」、『藤原弘道先生古稀記念史学仏教学論集』、藤原弘道先生古稀記念会、一九七三年（共に佐伯「中国史研究」第三、東洋史研究会、一九七七年所収）。

(3) 黄鑑暉『山西票号史（修訂本）』、山西経済出版社、二〇〇二年、一四三―一四四頁。

(4) 李鴻章『李文忠公全集』、奏稿卷五二、「多倫木稅核實辦理摺」（光緒一〇年二月一日）

查明木稅。始自康熙四十年。其時克什克騰旗山場。木植繁盛。商販衆多。稅收甚旺。乾隆三十一年。裁汰監督。歸同知徵收。分水旱兩項。以紅黃松木。堪下水者。照大河口則例上稅。由灤潮等河轉運。其短小者。為旱木。

進

照張家口則例上稅。聽其運赴各口。旋經明定稅額。每年應解工部水木稅銀六千四百余兩。枋榔把杆稅銀二百四十余兩。又解戶部旱木稅銀五百七十余兩。稅額雖定。而山場附近大木。已砍伐殆盡。須入深山尋覓。道遠費繁。獲利有限。商多裹足。徵收不能如數。迨至道光二十四年。僅收水木稅銀八十一兩零。旱木稅銀二兩零。計欠額七千余兩。咸豐初年。木產遂絕。商販不通。稅無可徵。

山本

(5) 光緒『順天府志』卷一、京師一、閩權。

(6) 『光緒朝硃批奏摺』第一一三輯、光緒七年一〇月二日、庫倫掌印辦事大臣喜昌。

(7) 『内外蒙古接壤地域附近一般調査』、南滿洲鐵道株式会社庶務部調査課、一九二四年、九五―九六頁。

(8) 前註（1）後藤、六四頁。

(9) 東錢の行使地域は直隸東部・熱河・奉天と内蒙古側接壤地域であり、張家口方面では宣錢建て吊文が使用されてきたものと思われる。拙稿「清代東錢考」、『史学雜誌』一一四編三頁、二〇〇五年。

(10) 黄鑑暉『明清山西商人研究』、山西經濟出版社、二〇〇二年、一八一頁。

(11) そもそも張家口の錢舖も、多くは山西商人が経営していた。資料①、一一二四頁、「張家口の金融貨幣及度量

衡」に「当地の錢莊は多く山西人の経営に係り」と見える。

(12) 資料①、一一一六頁「小庫倫(綏東)の金融貨幣及度量衡」に「此地も亦現銀不足の故を以て朝陽に於ける過賑と同様帳簿上の決済をなすも、未だ一般に行はれず」と見える。

(13) 本章執筆に際し、以下の資料を参照した。

・ 『内外蒙古接壤地域附近一般調査』 南滿洲鐵道株式会社庶務部調査課、一九二四年(以下、資料④と記す)

・ 後藤英男『東蒙に於ける撥子』 南滿洲鐵道株式会社庶務部調査課、一九二五年(以下、資料⑤と記す)

・ 『張家口を中心とする流通機構に就て』 南滿洲鐵道株式会社産業部資料室、一九三六年(以下、資料⑥と記す)

・ 『張家口に於ける旅蒙貿易——所謂旅蒙業に就いて——』 蒙疆銀行調査課、一九三九年

(14) 民国期、冀州直隸州南宮県出身の商人すなわち南宮幫は天津で一大金融グループを形成していた。拙稿「清末民国期直隸における棉業と金融——移入代替から移出志向へ——」北九州市立大学『外国語学部紀要』一一〇号、二〇〇七年。

(15) 拙稿「清末東三省の幣制——抹兌と過帳——」九州大学『東洋史論集』三五号、二〇〇七年。